

2.介護保険制度改革等について

③在宅医療・介護連携推進事業について

在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を郡市区医師会等（地域の医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

（ア）地域の医療・介護の資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有



（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

（ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。

（カ）医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

（キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

在宅医療・介護連携推進事業実施状況調査結果について（速報値）

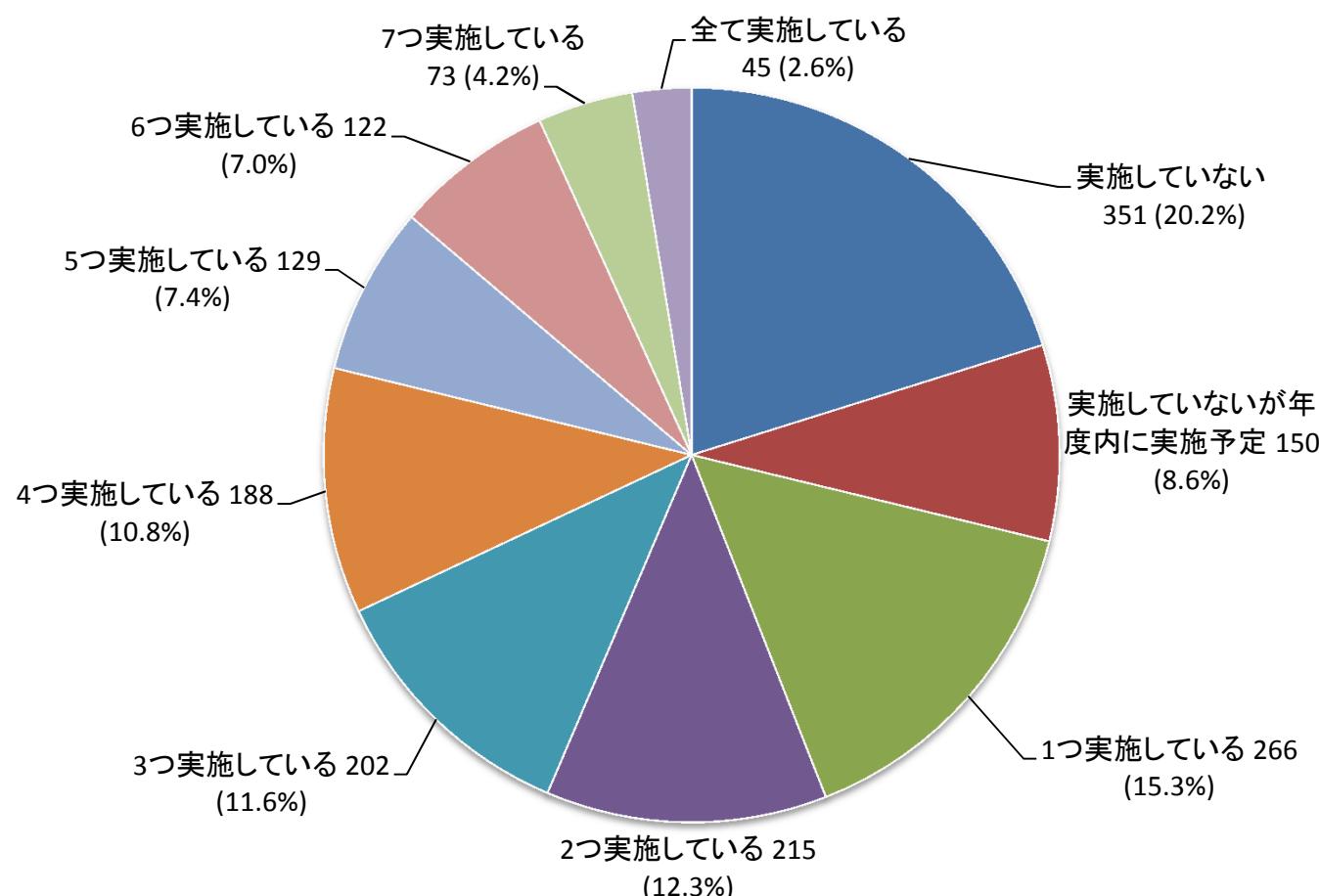
～調査概要、市区町村における事業実施状況～

○調査目的 在宅医療・介護連携推進事業については、介護保険の地域支援事業に位置付けられ、実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施することとしている。このため、全国の市区町村における在宅医療・介護連携推進事業の実施状況を把握し、事業の円滑な導入及び充実に向けて必要な基礎資料を得ることを目的とした。

○調査対象 全国1,741 市区町村

○調査時期 平成27年9月（平成27年8月1日現在の状況）

○ 市区町村における在宅医療・介護連携推進事業の実施状況 (n=1,741)



在宅医療・介護連携推進事業実施状況調査結果について（速報値）

～各取組（ア）～（ク）毎の実施状況、都道府県の支援状況等～

○ 市区町村における在宅医療・介護連携推進事業の各取組（ア）～（ク）毎の実施状況（n=1,741）

	実施していない	年度内に実施予定	実施している
(ア)地域の医療・介護の資源の把握	699(40.1%)	375(21.5%)	667(38.3%)
(イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	736(42.3%)	247(14.2%)	758(43.5%)
(ウ)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	1229(70.6%)	179(10.3%)	333(19.1%)
(エ)医療・介護関係者の情報共有の支援	1093(62.8%)	214(12.3%)	434(24.9%)
(オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援	1277(73.3%)	80(4.6%)	384(22.1%)
(カ)医療・介護関係者の研修	851(48.9%)	218(12.5%)	672(38.6%)
(キ)地域住民への普及啓発	979(56.2%)	246(14.1%)	516(29.6%)
(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	1085(62.3%)	118(6.8%)	538(30.9%)

○ 市区町村における在宅医療・介護連携推進事業の事業委託、共同実施、都道府県の支援状況（n=1,390）

事業委託あり（予定を含む）	共同実施あり（予定を含む）	都道府県（保健所）の支援あり
420(30.2%)	592(42.6%)	704(50.6%)

在宅医療・介護連携推進事業を促進するための国の主な支援策

- 在宅医療・介護連携推進事業の実施にあたっては、
 - ・ 市町村が主体的に、地域の医療・介護関係者の協力を得つつ、在宅医療・介護連携に関する課題の抽出と対応策について検討すること
 - ・ 市町村が事業実施に係る検討段階から、郡市区医師会等の地域における医療・介護の関係団体等と緊密に連携しながら取り組むことが重要である。
- 医療施策に関する取組は、これまで主に都道府県が対応してきたため、事業実施に必要なノウハウの蓄積は、市町村により様々である。そのため、地域の実情に応じた取組を支援するため、国は主に以下の取組により支援。

在宅医療・介護連携推進事業の計画作成の支援

①在宅医療・介護連携推進支援事業(平成28年度予算(案)事業) ～在宅医療・介護連携推進事業プラン作成強化セミナー～ (参考資料1)

- ・ 対象 市町村、市町村が想定している委託先(郡市区医師会等)、市町村支援を担う都道府県・保健所
- ・ 内容 地域の実情に応じた在宅医療・介護連携推進事業における各取組の効果的な展開方法、グループワーク(実施計画の作成演習)



②地域における医療・介護の連携強化に関する調査研究 ～地域における医療・介護の連携に関する実践的なモデルの作成～

- ・ 対象 医療・介護連携に取り組む市町村職員
- ・ 内容 地域資源の実情に応じ、これから医療介護連携に関する取組を進めようとしている市町村にも応用可能な一般化した医療介護連携の取組モデルを作成、提示(※平成28年3月予定)。

現状分析のための支援

①「見える化」システムへの在宅医療・介護連携に関するデータ掲載 (参考資料2)

- ・ 地域包括ケア「見える化」システム(平成27年7月稼働)に、在宅医療・介護連携に関するデータを掲載し、都道府県及び市区町村が地域の現状分析等に活用できる機能を平成28年6月にリリース予定

②「在宅医療・介護連携推進事業」の継続的な進捗管理

- ・ 平成28年度においても、「在宅医療・介護連携推進事業」の取組毎に実施状況を調査し、全国の取組状況を周知する。

好事例の横展開

①地方自治体の意見交換の場の設定

- ・ 在宅医療・介護連携推進支援事業等の場を活用しつつ、好事例の横展開を推進する。

②地方自治体の取組事例の収集と情報提供

- ・ 取組事例を収集し、地方自治体を対象とする会議や市町村セミナー等の研修、ホームページを活用して好事例の横展開を推進する。

在宅医療・介護連携推進事業の促進に向けた都道府県の取組

–都道府県（保健所）に期待される役割について–

- 都道府県（保健所）は、市区町村が本事業に対して積極的に取り組むことができるよう、各市区町村の取組について、事前の準備状況も含めて進捗状況等を把握し、その状況を共有するとともに、各市区町村の実情に応じて、以下のような支援を積極的に検討することが重要である。
- 都道府県（保健所）の市区町村に対する支援項目及び取組例（在宅医療・介護連携推進事業の手引きより）

（1）先行事例のノウハウ提供等、事業実施に係る技術支援

- ・都道府県内外の先行事例や好事例の把握、情報提供
- ・事業実施に係る市町村への技術的な助言や協力

（2）都道府県が把握している地域の在宅医療・介護に関する資料やデータの整理・提供

- ・医療機能情報提供制度で把握する医療資源の情報提供
- ・都道府県（保健所）が把握する医療統計等の整理・提供

（3）在宅医療・介護連携推進事業に従事する人材の育成及び情報共有の場の設置

- ・在宅医療・介護連携に関する相談支援を担う人材育成
- ・市区町村や委託事業者等の担当職員を対象とする情報共有の場の設置や効果的な事業立案の人材育成

（4）広域的な医療・介護関係者に対する研修

- ・広域的に実施する方が効果的、効率的な医療・介護関係者の連携に資する研修
- ・小規模市町村における医療・介護関係者に対する研修（都道府県・保健所と市町村との役割分担を協議の上）

（5）広域的な普及啓発

- ・広域的・全県的な普及啓発の実施（在宅療養や在宅看取りに係るパンフレットの作成等）

（6）「（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村間の連携」に対する支援

- ・関係市区町村間の連携、調整
- ・医療機関・医療関係団体等への協力依頼等の調整

● 地域医療介護総合確保基金を活用した在宅医療・介護連携に関する事業

- ・在宅医療・介護連携のための事業で、地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）以外の事業については、地域医療介護総合確保基金を活用することが可能。
- ・市区町村との役割分担を明確にした上で、都道府県が広域的又は補完的に在宅医療と介護の連携に関する事業を行う場合は、地域医療介護総合確保基金を活用して差し支えない。
- ・医療と介護の双方にまたがる人材確保に関する事業については、当該事業の目的を整理した上で、医療又は介護のいずれかに計上するものとする。

【事業例】・在宅医療・介護連携のための相談員（コーディネーター）の育成

・ICTによる医療介護情報共有

・複数市区町村にまたがる退院調整ルールの作成等、広域的・補完的な在宅医療と介護の連携に関する事業 等

在宅医療・介護連携の推進に向けた多職種研修の実施による効果

1 多職種研修におけるグループワーク等を通して、

- | | |
|--------------------------------|---|
| ①ネットワークづくり | 地域における医療・介護関係者と知り合う(顔の見える関係性の構築) |
| ②新たな知識の獲得(レベルの向上) | 他の職種の役割・能力・現状や、地域の実態・困り事等を知る |
| ③他職種からのフィードバック
(モチベーションの向上) | 事例検討等を通して、それぞれの職種に求められる内容に気づく
(他の職種からのフィードバックは、特に、医療系職種にとっては貴重な機会) |

2 多職種によるグループワークの企画・運営の経験により、在宅サービスの実践スキルの向上、在宅医療の取組に必要なコミュニケーションスキルの向上、チームビルディングによる地域での在宅医療の人材が育成される。



＜事例検討等グループワーク等の実施＞

地域の医師・歯科医師・薬剤師・看護師・MSWや、ケアマネジャー等の介護関係者とのグループワークを通して、「地域には頼りになる多職種がいる」ことを知る。



＜在宅医療と介護の連携の推進＞

＜医療・介護関係者及び関係団体における、在宅医療・介護連携に取り組む機運の醸成＞



多職種研修を実施するのに必要な、調整や運営を通して、行政、医療・介護関係者、関係団体の関係性が構築され、連携に対するモチベーションが高まる

＜多職種研修で実施されるグループワークの例＞

- ・事例検討 Aさんには、どんなケアが必要？
それぞれの職種は何をする？
- ・医療・介護資源マップの作成
- ・在宅療養を推進するまでの課題と解決策 等

〇研修運営ガイド（厚生労働省HP「医療と介護の連携に関する報告書等」で検索）

- 国立長寿医療研究センター／東京大学高齢社会総合研究機構／日本医師会／厚生労働省による共同名義
- 研修開催事務局が用いる手順書としての活用を想定
- 開催日程に応じていくつかのパターンを例示

在宅医療・介護連携推進事業の促進に向けた役割分担のイメージ

国の取組み

①在宅医療・介護連携推進事業に関する計画作成の支援

- ・在宅医療・介護連携推進事業の企画立案に関するノウハウ、マニュアルの提供

②都道府県、市町村による在宅医療・介護連携に関する現状分析のための支援

- ・在宅医療・介護連携に関する現状や課題分析に必要なデータの収集及び課題抽出を容易にする形での提供（見える化）

③好事例の横展開

- ・取組事例を収集し、様々な機会を活用して好事例の横展開を推進



都道府県（保健所）の取組み

①小規模市町村等に対する効果的な事業の導入・展開に向けた支援

- ・都道府県内外の先行事例のノウハウ提供等、事業実施に係る技術支援
- ・都道府県が把握している地域の在宅医療・介護に関する資料やデータの整理・提供
- ・在宅医療・介護連携推進事業に従事する人材の育成及び情報共有の場の設置

②複数市町村にまたがる連携の取組等、広域的な在宅医療・介護連携の推進に向けた支援

- ・広域的な医療・介護関係者に対する研修
- ・広域的な普及啓発
- ・「(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村間の連携」に対する支援



市町村の取組み

在宅医療・介護連携推進事業の着実な導入・実施

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| (ア) 地域の医療・介護の資源の把握 | (才) 在宅医療・介護連携に関する相談支援 |
| (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 | (力) 医療・介護関係者の研修 |
| (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 | (キ) 地域住民への普及啓発 |
| (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援 | (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携 |

- 目的 本事業は、市町村における在宅医療・介護連携の推進に地域間格差が生じないよう、都道府県と連携しながら技術的支援を行い、在宅医療・介護連携推進事業の円滑な実施及び充実を図る。

●事業内容

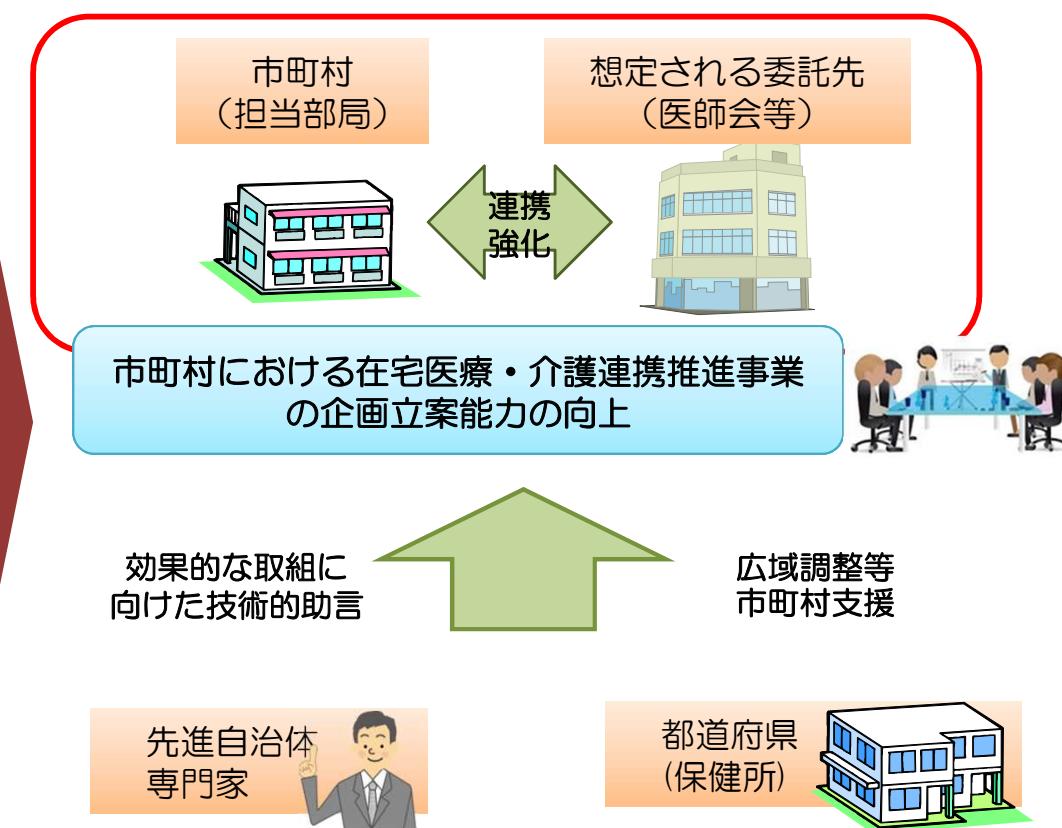
市町村における効果的な在宅医療・介護連携推進事業が実施されるように、市町村、市町村が想定している委託先（郡市区医師会等）、都道府県・保健所等を対象として、事業の企画立案能力の向上を図る「在宅医療・介護連携推進事業プラン作成強化セミナー」の実施や市町村に対する技術的助言などの支援を行う。

在宅医療・介護連携推進事業プラン作成強化セミナー

- ・対象 市町村、市町村が想定している委託先（郡市区医師会等）
市町村支援を担う都道府県・保健所
- ・内容 地域の実情に応じた在宅医療・介護連携推進事業における
(ア)～(ク)の各取組の効果的な展開方法
グループワーク（実施計画の作成演習）

在宅医療・介護連携推進事業（地域支援事業交付金）

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携



地域包括ケア「見える化」システムへの在宅医療・介護連携に関するデータの掲載について

参考資料2

- 平成27年7月より稼働している地域包括ケア「見える化」システム(<http://mieruka.mhlw.go.jp/>)において、在宅医療・介護連携に関するデータを掲載し、都道府県及び市区町村が地域の現状分析等に活用できる機能を平成28年6月にリリース予定。
 - 本機能においては、都道府県が医療機能情報提供制度により把握している在宅医療を実施する医療機関の情報※や介護サービス情報公表システムに登録されているサービス事業所等の情報の地図上への表示及び地域支援事業の在宅医療・介護連携推進事業の実施状況等の情報を掲載することにより下記のような機能が利用可能になる。(下記参照)
- ※医療機能情報提供制度による在宅医療に関するデータの掲載は、都道府県の任意

地域包括ケア「見える化」システム上でリリース予定の機能	都道府県・市区町村が得られるメリット																																								
<p>【在宅医療・介護に関する資源のマッピング】</p> <p>地図上に在宅医療を実施している医療機関や歯科診療所、介護保険サービス事業所等を表示し、地域ごとの资源配置を確認可能。</p> <p>■背景の色で任意の指標値の高低を表すことが可能 (例:後期高齢者割合等)</p> <p>A地域 B地域 C地域</p> <p>在宅医療に関する資源が不足</p> <p>医療系サービス事業所(訪問看護、訪問リハ、通所リハ、短期入所療養介護、居宅療養管理指導)</p> <p>在宅医療を行っている病院、診療所、歯科診療所</p>	<p>都道府県</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県内の在宅医療実施機関(医療・介護の両資源)の配置状況について、地図上で確認し、医療介護提供体制整備の検討資料として活用できる。 																																								
<p>【在宅医療・介護連携推進事業の進捗状況】</p> <p>取組項目(ア)～(ク)についての進捗状況を確認可能。</p> <p>グラフと地図で確認可能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組項目</th> <th>実施していない</th> <th>実施していないが、年度内に実施する予定である</th> <th>実施している</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ア</td><td>80%</td><td>15%</td><td>5%</td></tr> <tr><td>イ</td><td>70%</td><td>20%</td><td>10%</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>60%</td><td>30%</td><td>10%</td></tr> <tr><td>エ</td><td>50%</td><td>40%</td><td>10%</td></tr> <tr><td>オ</td><td>40%</td><td>50%</td><td>10%</td></tr> <tr><td>カ</td><td>30%</td><td>60%</td><td>10%</td></tr> <tr><td>ハ</td><td>20%</td><td>70%</td><td>10%</td></tr> <tr><td>キ</td><td>10%</td><td>80%</td><td>10%</td></tr> <tr><td>ク</td><td>0%</td><td>90%</td><td>10%</td></tr> </tbody> </table> <p>○の取組項目(ワード)についての進捗状況</p> <p>○の取組項目(ワード)についての進捗状況</p> <p>低:0% 1~2次実施済み 25% 3~4次実施済み 50% 5~6次実施済み 75% 7~8次実施済み</p>	取組項目	実施していない	実施していないが、年度内に実施する予定である	実施している	ア	80%	15%	5%	イ	70%	20%	10%	ウ	60%	30%	10%	エ	50%	40%	10%	オ	40%	50%	10%	カ	30%	60%	10%	ハ	20%	70%	10%	キ	10%	80%	10%	ク	0%	90%	10%	<p>市町村(保険者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域毎の後期高齢者割合等の情報と実際の在宅医療を実施する医療機関等(医療・介護の両資源)の配置状況を合わせて見ることにより、効率的な分析・検討ができる。
取組項目	実施していない	実施していないが、年度内に実施する予定である	実施している																																						
ア	80%	15%	5%																																						
イ	70%	20%	10%																																						
ウ	60%	30%	10%																																						
エ	50%	40%	10%																																						
オ	40%	50%	10%																																						
カ	30%	60%	10%																																						
ハ	20%	70%	10%																																						
キ	10%	80%	10%																																						
ク	0%	90%	10%																																						
<ul style="list-style-type: none"> 都道府県内の構成市区町村ごとに在宅医療・介護連携推進事業の進捗状況を把握することにより、効率的な市町村への支援を検討できる。 	<p>都道府県</p>																																								
<ul style="list-style-type: none"> 他市区町村の在宅医療・介護連携推進事業の各取組項目の進捗状況から、自治体の進捗状況を客観的に評価できる。 	<p>市町村(保険者)</p>																																								

3.平成28年度予算(案)について

平成28年度予算(案)の概要

<u>平成28年度予算(案)</u>	(A)	<u>2兆8,890億円</u>
(うち、老健局計上分)		<u>(2兆4,354億円)</u>
<u>平成27年度当初予算額</u>	(B)	<u>2兆7,832億円</u>
(うち、老健局計上分)		(2兆3,205億円)
<u>差</u>	(A-B)	<u>+1,058億円</u>
(うち、老健局計上分)		<対前年度伸率+3.8%>
		(+1,150億円)
		<対前年度伸率+5.0%>
※「老健局計上分」は、他局計上分(2号保険料国庫負担金等)を除いた額である。 ※ 計数は「社会保険の充実分」及び「東日本大震災復興特別会計」に係る予算額を含む。		

一
目
次
一

- | | | |
|----|--------------------------|----|
| I | 平成28年度予算（案）の主要事項（一般会計） | 2 |
| II | 平成28年度予算（案）の主要事項（復興特別会計） | 11 |
| | （参考1）社会保障の充実関係資料 | 12 |
| | （参考2）各施策の担当課室名 | 14 |

I 平成28年度予算案の主要事項（一般会計）

1. 介護保険制度による介護サービスの確保

(27予算) 2兆7,109億円→(28予算案) 2兆8,140億円

○ 介護保険制度による介護サービスの確保（一部社会保障の充実）

2兆6,057億円→2兆7,001億円

地域包括ケアシステムの実現に向け、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、在宅サービス、施設サービス等の増加に必要な経費を確保する。

・介護給付費負担金

各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の20%を負担。

（施設等給付費（※）においては、15%を負担）

〔※ 施設等給付費とは、都道府県知事等が指定権限を有する介護保険施設及び特定施設に係る介護給付費。〕

・調整交付金

全市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の5%を負担。

（各市町村間の75歳以上の高齢者割合等に応じて調整）

・2号保険料国庫負担金

国民健康保険及び全国健康保険協会管掌健康保険の介護納付金等に係る国庫負担

（補助）に要する所要額。

○ 地域支援事業の推進（一部社会保障の充実） 942億円→1,030億円

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組みづくり等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。

（新しい包括的支援事業（再掲））

市町村は、以下の①から④までの事業を段階的に実施する。

① 認知症施策の推進

28億円→57億円
(公費56億円) (公費113億円)

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や地域支援推進員による相談対応、認知症カフェの設置やボランティアによる認知症の人の居宅訪問（「認とも」）等を推進する。

② 生活支援の充実・強化

54 億円 → 81 億円
(公費107億円) (公費162億円)

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。

③ 在宅医療・介護連携の推進

13 億円 → 34 億円
(公費26億円) (公費68億円)

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進する。

④ 地域ケア会議の開催

24 億円 → 24 億円
(公費47億円) (公費47億円)

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する。

○ 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化（社会保障の充実）

110億円→109億円
(公費221億円) (公費218億円)

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を行う。

（第1段階について、保険料基準額に対する割合を0.5から0.45とし、平成29年4月の消費税率引上げ時からは、完全実施する）。

2. 「地域医療介護総合確保基金」（介護分）の実施

(27予算) 483億円→(28予算案) 483億円
(公費724億円) (公費724億円)

○ 介護施設等の整備に関する事業（社会保障の充実）

423億円→423億円
(公費634億円) (公費634億円)

地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービスの施設整備に必要な経費や、介護施設（広域型を含む）の開設準備等に必要な経費、定期借地権の一時金の支援、特養多床室のプライバシー保護のための改修等に必要な経費の助成を行う。

○ 介護従事者の確保に関する事業（社会保障の充実）

60億円→60億円

(公費90億円) (公費90億円)

多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から、介護従事者の確保対策を推進する。

（参考）【平成27年度補正予算案】

○都市部を中心とした在宅・施設サービスの整備の加速化・支援の拡充

（地域医療介護総合確保基金（介護分）の積み増し） 921億円

2020年代初頭までに、介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指し、約10万人分の在宅・施設サービスの前倒し、上乗せ整備を支援する。また、定期借地権の一時金の支援の拡充、介護施設等の合築・併設を行う場合の補助単価の加算新設、空き家を活用した整備を支援する。

○地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用した介護人材対策の加速化

（地域医療介護総合確保基金（介護分）の積み増し） 119億円

地域医療介護総合確保基金を活用した取組をより一層加速化するとともに、新規参入促進や離職防止・定着促進の観点から、以下の取組を追加して実施するため、地域医療介護総合確保基金の積み増しを行う。

- 将来の就労を視野に入れている中高年齢者に対する入門的な研修、職場体験等の実施
- 資格取得のための研修受講の際の代替要員確保や、医療的ケア研修の受け皿の整備。
- 介護施設・事業所内保育所の設置の加速化や子育て支援のための代替職員のマッチングにつなげるための仕組みづくり
- 雇用管理改善に取り組む事業者のコンテスト・表彰の実施

3. 認知症高齢者等にやさしい地域づくりのための施策の推進

(27予算) 48億円→(28予算案) 82億円

「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）に基づき、早期診断・早期対応を軸とした、認知症の容態に応じた切れ目のない適時・適切な医療・介護等の提供が図られる仕組みを構築するなど、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進する。

○ 認知症に係る地域支援事業の充実（社会保障の充実）【再掲】

28億円→57億円

(公費56億円) (公費113億円)

ア 認知症初期集中支援推進事業

13億円→30億円

「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等に設置し、認知症専門医の指導の下、保健師、介護福祉士等の専門職が、認知症の人やその家族に対し、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施する。(316箇所→911箇所)

イ 認知症地域支援・ケア向上事業

15億円→26億円

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、

- 市町村ごとに、認知症疾患医療センター等の医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関の間の連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を設置し、
- 地域の実情に応じて、一般病院・介護保険施設などでの認知症対応力の向上、認知症ケアに携わる多職種の協働研修、認知症グループホームなどの在宅生活継続のための相談・支援及び認知症カフェ等の設置やボランティアによる認知症の人の居宅訪問等を推進する。(580箇所→1,094箇所)

○ 認知症施策の総合的な取組

12億円→14億円

ア 認知症疾患医療センターの整備の促進

6.4億円→8.0億円

認知症の人とその家族に対する早期診断や早期対応を行うため、認知症の専門医療機関である認知症疾患医療センターの整備の促進を図る(366箇所→433箇所)。

イ 認知症総合戦略加速化推進事業【新規】

12百万円

市町村における認知症施策の実施をさらに加速化させるため、「認知症施策推進総合戦略」(新オレンジプラン)の推進に当たっての課題や先進事例を共有する取組み等を実施する。

ウ 認知症医療・介護連携の枠組み構築のためのモデル事業【新規】

52百万円

認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等が提供される仕組みを構築するため、都道府県と保健所が中心となって、二次医療圏単位で認知症に関する医療機関と圏域内の市町村の地域包括支援センター等が集まる場を設け、認知症医療と介護の連携の枠組みを議論し、市町村の地域ケア会議を通じた適切な認知症医療・介護の連携が行われるようにするためのモデル事業を実施する。

エ 若年性認知症施策【一部新規】

64百万円→87百万円

若年性認知症に関する相談から医療・福祉・就労の総合的な支援を実施するため、若年性認知症の人の自立支援に関する者のネットワークの調整役を担う「若年性認知症支援コーディネーター」を配置するなどの取組を推進する。

○ 認知症研究の推進【一部新規】

6.8億円→8.6億円

認知症に関して、コホート研究（※）の全国展開と疾患登録に基づくデータ等を活用して、有効な予防法、革新的な診断・治療法等の開発を進めるとともに、臨床研究の実施を支援する体制の整備を推進する。

※コホート研究：国内の一定集団における、長期間にわたる健康・疾病状態の追跡研究

○ 認知症研究のための国際連携体制の整備【新規】 2億円

「健康・医療戦略の実行状況と今後の取組方針2015」及び「認知症施策推進総合戦略」に基づき、認知症に係る研究開発における国際連携の強化に向けた体制整備を推進する。

○ 認知症のケアに携わる人材の育成と介護基盤の整備（社会保障の充実）（再掲）

地域医療介護総合確保基金（介護分）（483億円）の内数

認知症ケアに携わる人材に対して必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図る。また、新たに、歯科医師・薬剤師及び看護職員の認知症対応力向上研修並びに新任の介護職員に対する認知症介護基礎研修を実施する。

○ 認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進（一部社会保障の充実）（一部再掲）

ア 成年後見制度の普及・利用促進（再掲） 地域支援事業（1,030億円）の内数

成年後見制度利用促進のための広報・普及を行うとともに、低所得の高齢者に係る成年後見制度の申し立てに要する経費や成年後見人等に対する報酬の助成等を行う。

イ 認知症高齢者等の権利擁護に関する人材の育成とその活動を支援する体制の整備（再掲） 地域医療介護総合確保基金（介護分）（483億円）の内数

市民後見人等の権利擁護人材の養成研修を実施するとともに、権利擁護人材の資質向上のための継続的なフォローアップや専門職からのバックアップがなされる支援体制の構築を推進する。

ウ 市民後見人育成・活用推進事業【新規】 20百万円

家庭裁判所の管轄する地域等において広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会を設置し、市民後見人の育成及び活用の促進を図る。

エ 高齢者虐待の防止の推進 1億円→1.1億円

介護施設等の従事者に対する権利擁護意識の向上を図る研修を実施するとともに、高齢者虐待を中心とした権利擁護に関連する専門的相談・支援体制の構築を推進する。

4. 介護サービスの生産性の向上

(28予算案) 4. 3億円

介護ニーズが増加する一方、労働力人口が減少する状況下で、介護サービスの効果的・効率的な提供を推進するため、以下の取組を実施する。

○ 介護分野の効率化・ICT化等による生産性の向上【新規】 1.3億円

介護サービスの生産性の向上等を図るため、介護事業所のICTの活用等による業務効率化の取組やICTを活用した事業所間の連携の取組をモデル的に実施するとともに、効果的・効率的なサービス提供モデルの分析・評価・普及等を行う。

○ 介護ロボット開発等加速化事業【新規】 3億円

介護ロボット等の開発・普及について、開発企業と介護現場の協議を通じ着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。

ア ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置

開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

イ 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機器について介護現場での実証、成果の普及啓発等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。

ウ 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中での効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。

(参考) 【平成27年度補正予算案】

○ 介護ロボットやICTの効果的な活用方法の検討等 1. 6億円

介護施設等において、介護ロボットの導入を推進し、その効果的な活用方法を構築するためのモデル事業を実施する。また、介護事業所においてICTの活用により業務上の文書削減や業務の効率化の効果について検証するモデル事業を実施し、介護事業所におけるICTのより効果的な活用に向けたガイドラインを作成する。

○ 介護ロボット等導入支援特別事業 52億円

介護従事者の介護負担の軽減を図るため、介護施設等が一定額以上の介護ロボットを導入する際の支援を行う。また、高齢者と関わる家族等の介護負担の軽減を図るため、介護ロボット等を活用した見守りを支援する機器を導入する際の支援を行う。

5. 地域での介護基盤の整備

(27予算) 432億円→(28予算案) 444億円

○ 地域密着型サービスの施設整備等（社会保障の充実）

423億円 → 423億円

（公費634億円）（公費634億円）

地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービスの施設整備に必要な経費や
介護施設（広域型を含む）の開設準備等に必要な経費、定期借地権の一時金の支援、
特養多床室のプライバシー保護のための改修等に必要な経費について、地域医療介護
総合確保基金（介護分）により支援を行う。

○ 介護施設等の防災対策等の推進【一部新規】

21億円

介護施設等における防災対策を推進するため、自力で避難することが困難な方が多く
入所する介護施設等におけるプリンクラー等の設置などに必要な経費について支援
を行う。

6. 介護予防等の取組に係る先進事例の横展開の推進

(27予算) 63百万円→(28予算案) 1億円

介護予防における市町村のリーダーシップ構築、市町村が主体的に介護予防に取り組
むための組織づくりと運営、効率的・効果的な短期集中介護予防プログラムの実施と地
域の受け皿づくりを全国の市町村で実践できるよう技術的な支援を行う。

（参考）【平成27年度補正予算案】

○ 介護予防・生活支援拠点の整備等

介護予防・生活支援拠点を整備するために必要な経費を助成するとともに、整備に伴って
必要となる初度設備等に要する経費も助成する。

7. 介護給付の適正化の推進

(27予算) 50百万円→(28予算案) 1.5億円

○ 介護給付適正化推進特別事業【一部新規】

50百万円→74百万円

介護給付費の適正化の取組をより一層推進するため、保険者支援の観点から、市町村
へ専門家を派遣するモデル事業を実施し、効果的な介護費用分析や給付適正化のための
手法を検討する。

○ ケアマネジメント適正化推進事業【新規】 75百万円

自立支援に資する適切なケアマネジメントを推進するための取組をモデル事業として実施する。

8. 介護・医療関連情報の「見える化」の推進

(27予算) 1. 9億円→ (28予算案) 3. 5億円

地域包括ケアシステムの構築に向けて、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を市町村等が客観的かつ容易に把握できるよう、介護・医療関連情報の共有（「見える化」）のためのシステムの構築等を推進する。

9. 低所得高齢者等の住まい・生活支援の推進

(27予算) 1. 1億円→ (28予算案) 8 2百万円

自立した生活を送ることが困難な低所得の高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会福祉法人等が実施する空家等を活用した住まいの確保や、見守り・日常的な生活相談等の取組等に関する支援を行う。

10. 生涯現役社会の実現に向けた環境の整備等

(27予算) 3 1億円→ (28予算案) 2 9億円

○ 高齢者地域福祉推進事業（老人クラブへの助成） 27億円→26億円

単位老人クラブが行う高齢者の健康づくり・介護予防活動など各種活動に対する助成や、都道府県・市町村老人クラブ連合会が行う老人クラブの活動促進に対する助成等を行う。

○ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）事業 97百万円→97百万円

平成28年度に実施予定のねんりんピック（長崎大会）に対する助成を行う。

11. その他主要事項

(27予算) 111億円→(28予算案) 109億円

○ 介護職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業【新規】 20億円

預かりサービス（ベビーシッターの派遣等）の利用料の負担軽減など、子育て中の介護職員に対して離職防止や待遇改善につながる負担軽減の取組を推進する。

○ 老人保健健康増進等事業 14億円→17億円

各種高齢者保健福祉サービスの充実や介護保険制度の適正な運営を図るため、先駆的、試行的な調査研究事業等に対する助成を実施する。特に、平成28年度では、「介護離職ゼロ」の施策に資する調査研究事業を推進する。

○ 介護保険制度の運用等に必要なシステム整備費 44億円→10億円

介護保険制度を運用するために必要な保険者等のシステムのプログラム修正等を支援する。

○ 介護報酬改定検証・研究委員会費 3億円→3億円

次期介護報酬改定に向け、平成27年度介護報酬改定の効果の検証や介護給付費分科会において検討が必要とされた事項に関する実態調査等を実施する。

○ 通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業【新規】 76百万円

通所・訪問リハビリテーションの質の改善に取り組む上で必要となるデータを効率的、効果的に収集するため、データ入力支援ソフトやデータベースの開発等を行う。

○ 新しい総合事業の導入推進等事業【新規】 20百万円

新しい総合事業の円滑な導入等を図るため、新しい総合事業を実施又は実施する予定の市町村の職員が、事例を交えつつ、円滑な施行のために必要な知識等を習得するためのセミナーを実施する。

○ 介護保険指導・監査等市町村職員支援事業【新規】 16百万円

市町村における指導・監査業務の平準化と効果的な指導監査を確立するため、新しい総合事業の指導監査など業務範囲の拡大に対応した知識などを習得する研修会を実施する。

III 平成28年度予算案の主要事項（復興特別会計）

○ 東日本大震災からの復興への支援（介護分野）

(27 予算) 65億円 → (28 予算案) 71億円

○ 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置 47億円→45億円

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等、旧避難指示解除準備区域等の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の免除の措置を延長する場合には、引き続き保険者等の負担を軽減するための財政支援を行う。

○ 介護施設・事業所等の災害復旧に対する支援 18億円→26億円

東日本大震災で被災した介護施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成28年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について支援を行う。

<参考>復興庁所管

介護等のサポート拠点（介護基盤緊急整備等臨時特例基金）については、平成28年度から復興庁所管の被災者支援総合交付金により支援を行う。

○ 介護等のサポート拠点に対する支援

被災者支援総合交付金（220億円）の内数

復興の進展に伴い生じる被災者支援の課題に総合的かつ効果的に対応するため、①被災した子どもに対する支援、②被災者への見守り・相談支援等、③介護等のサポート拠点、④被災地の健康支援活動に対する支援を一括化した交付金において行う。

※「被災者健康・生活支援総合交付金」に「地域支え合い体制づくり事業」「寄り添い型相談支援事業」及び「被災地健康支援事業」を統合するとともに、支援メニュー等を拡充

地域包括ケアシステムの構築

※金額は28年度予算案(公費)

団塊の世代が75歳以上となり医療・介護等の需要の急増が予想される2025(平成37)年を目途に、医療や介護が必要な状態になつても、できるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取組を進める。

I 介護サービスの充実と人材確保

(1) 地域医療介護総合確保基金(介護分) 724億円

- 医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用し、介護施設等の整備を進めるほか、介護人材の確保に向けて必要な事業を支援する。

①介護施設等の整備に関する事業

地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービスの施設の整備に必要な経費や、介護施設(広域型を含む)の開設準備等に必要な経費、特養多床室のプライバシー保護のための改修など介護サービスの改善を図るための改修等に必要な経費の助成を行う。(634億円)

②介護従事者の確保に関する事業

多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・待遇の改善の観点から、介護従事者の確保対策を推進する。(90億円)

※基金の負担割合
国2/3 都道府県1/3

(2) 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分

1,196億円

- 平成27年度介護報酬改定による介護職員の待遇改善等を引き続き行う。

- ・1人あたり月額1万2千円相当の待遇改善
(893億円<改定率換算で+1.65%>)
- ・中重度の要介護者や認知症高齢者等の介護サービスの充実
(303億円<改定率換算で+0.56%>)

II 市町村による在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実 390億円

- 平成30年度までに全市町村が地域支援事業として以下の事業に取り組めるよう、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。

在宅医療・介護連携(68億円)

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進

認知症施策(113億円)

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、地域支援推進員による相談対応、認知症カフェの設置やボランティアによる認知症の人の居宅訪問等を推進

地域ケア会議(47億円)

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進

生活支援の充実・強化(162億円)

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進

※1 平成30年度からの完全実施に向けて段階的に予算を拡充。

※2 上記の地域支援事業の負担割合は、国39%、都道府県19.5%、市町村19.5%、1号保険料22%（公費割合は78%）。

※3 併せて、介護予防・日常生活支援総合事業を推進する。

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

①平成27年4月

第一弾として、市町村民税非課税世帯のうち
特に所得の低い者を対象(65歳以上の約2割)
【平成28年度所要額 218億円(公費ベース※)】

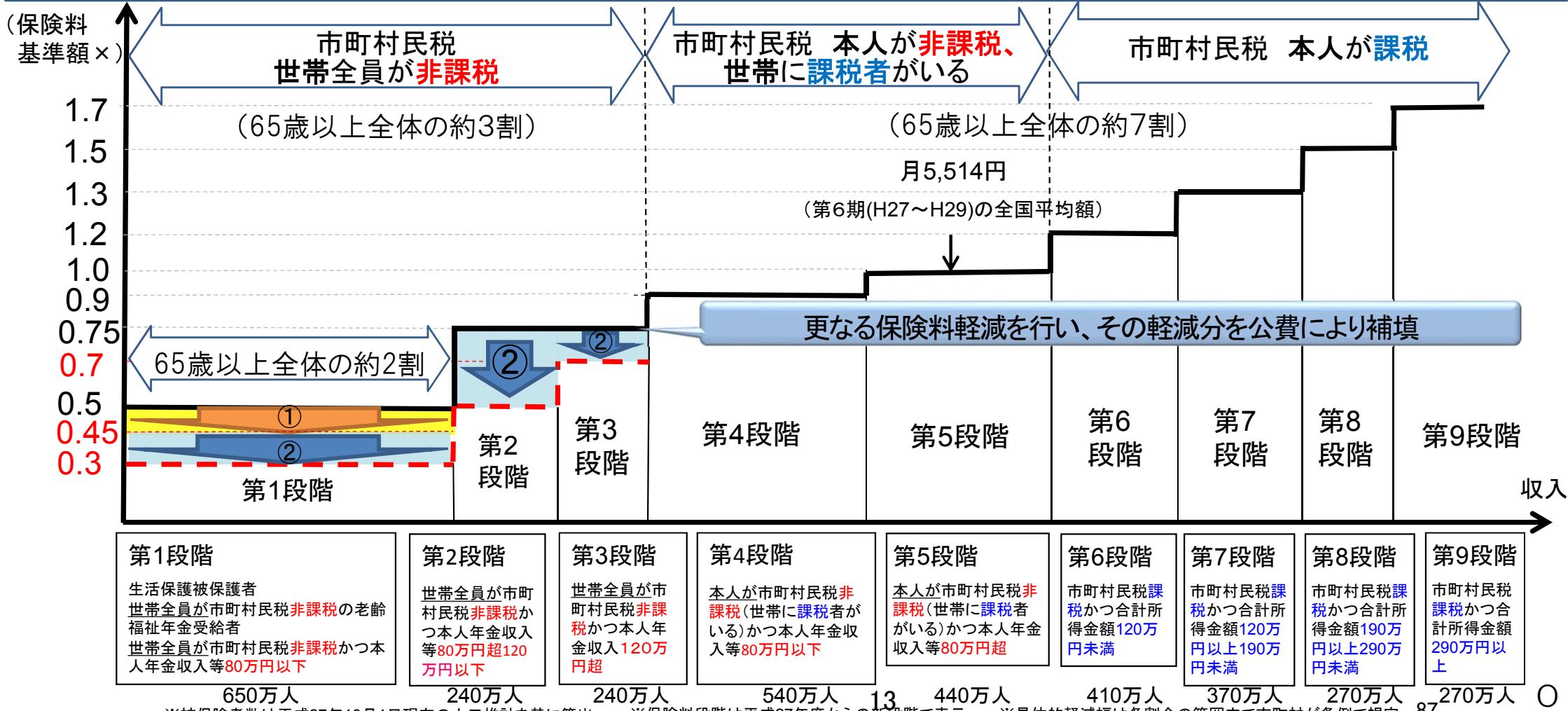
②平成29年4月

消費税10%引上げ時に、市町村民税非課税世帯全体を対象と
して完全実施(65歳以上の約3割)【所要見込額 約1,400億円(公費ベース※)】

	保険料基準額に対する割合
第1段階	現行 0.5 → 0.45

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	現行 0.75 → 0.5
第3段階	現行 0.75 → 0.7

※公費負担割合
国1/2、都道府県1/4
市町村1/4



項 目

88

I 平成28年度予算案の主要事項(一般会計)

担当課室名	項目
介護保険計画課(内2264、2937) 総務課認知症施策推進室(内3974) 振興課(内3982) 老人保健課(内3989) 保険局総務課(内3214) 保険局国民健康保険課(内3256)	1. 介護保険制度による介護サービスの確保
高齢者支援課(内3928)、振興課(内3935)	2. 「地域医療介護総合確保基金」(介護分)の実施
総務課認知症施策推進室(内3974) 高齢者支援課(内3928)	3. 認知症高齢者等にやさしい地域づくりのための施策の推進
高齢者支援課(内3985)、振興課(内3983) 高齢者支援課(内3928)	4. 介護サービスの生産性の向上 5. 地域での介護基盤の整備
老人保健課(内3946) 介護保険計画課(内2162)、振興課(内3936)	6. 介護予防等の取組に係る先進事例の横展開の推進 7. 介護給付の適正化の推進
老人保健課(内3944) 高齢者支援課(内3925)	8. 介護・医療関連情報の「見える化」の推進 9. 低所得高齢者等の住まい・生活支援の推進
振興課(内3935)	10. 生涯現役社会の実現に向けた環境の整備
振興課(内3935)	11. その他主要事項
○介護職員に対する育児支援(ベビーシッタ派遣等)事業 ○老人保健健康増進等事業 ○介護保険制度の運用等に必要なシステム整備費 ○介護報酬改定検証・研究委員会費 ○通所訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業 ○新しい総合事業への導入推進等事業 ○介護保険指導・監査等市町村職員支援事業 総務課(内3918) 介護保険計画課(内2162、2166) 老人保健課(内3961) 老人保健課(内3943) 振興課(内3982) 総務課介護保険指導室(内3958)	I 平成28年度予算案の主要事項(復興特別会計)
○ 東日本大震災からの復興への支援(介護分野) ○ 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置 ○ 介護施設・事業所等の災害復旧に対する支援 ○ 介護等のサポート拠点に対する支援 振興課(内3935)	II 平成28年度予算案の主要事項(復興特別会計)

様式2

老健局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
1-①一億総活躍社会実現に向けて緊急に実現すべき対策(介護離職ゼロ)について(P. 2)	総務課	企画法令係	山崎	3919
1-②介護保険事業計画との関係等について(P. 11)	介護保険計画課	総務係	岩本	2265
1-③サービス基盤整備の加速化(規制緩和含む)(P. 13)	高齢者支援課 振興課	施設係 基準第1係	上辻 渡辺	3928 3983
④介護ロボット活用、介護事業の生産性向上について(P. 25)	高齢者支援課 振興課	福祉用具・住宅改修係 基準第1係	長谷川 渡辺	3985 3983
1-⑤相談支援、家族支援の充実について(P. 35)	振興課 認知症施策推進室	地域包括ケア推進係 認知症施策推進係	服部 石川	3982 3973
2-①介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の取組状況(P. 38)	振興課	地域包括ケア推進係	服部	3982
2-②認知症施策の推進について(P. 59)	認知症施策推進室	企画調整係	今井	3974
2-③在宅医療・介護連携推進事業について(P. 64)	老人保健課	医療・介護連携技術推進官	秋野	2171
3. 平成28年度予算(案)について(P. 74)	書記室	経理係	岡本	3903